

岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県美術館条例(昭和57年岐阜県条例第13号。以下「条例」という。)及び岐阜県美術館管理規則(令和元年岐阜県規則第89号)並びに岐阜県美術館観覧料等徴収規則(昭和57年岐阜県規則第102号。以下「徴収規則」という。)の規定に基づき、観覧料及び特別観覧料(以下「観覧料等」という。)並びに使用料の減免並びに美術品等の寄贈及び寄託に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料等の減免)

第2条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者が美術品等の観覧をしようとするときは、条例第6条第3項の規定により観覧料等を減免することができる。

- 一 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害者支援施設に入所している者で、当該施設等の職員に引率されている者及びこれらの引率者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく学校(大学及び高等専門学校を除く。)の幼児、児童及び生徒を学校の教育活動で引率する教職員
- 三 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- 四 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- 六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定に基づく医療費受給者証の交付を受けている者
- 七 厚生労働省が定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者
- 八 第三号及び第五号から前号までに規定する者の付添人(付添人が二人以上あるときは、一人に限る。)
- 九 美術品等を現に寄贈し、若しくは寄託している者又は館長の依頼により寄贈し、若しくは寄託するための手続きを現に行っている者
- 十 国又は地方公共団体の関係者で、行政上又は教育研究上の調査の目的をもって視察する者
- 十一 岐阜県美術館後援会の会員証を所持する者
- 十二 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会が発行する割引券を持参した者

十三 岐阜県が関係する行事等の参加者で、館長が特に必要と認める者

十四 前各号に準ずる者で、館長が特に必要と認める者

2 観覧料等の減免の額は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号から第十号まで 全額
- 二 前項第十一号から第十三号まで 団体料金との差額
- 三 前項第十四号 館長が認める額

3 第一項第三号から第七号まで及び第十一号のいずれかに該当する者が、観覧料等の減免を受けようとするときは、徴収規則第四条第一項の規定により、観覧料等免除申請書の提出を
観覧料等の免除を受けることができる事由を証明する書類の提示に替えることができる。

4 前項の場合において、第一項第八号に該当する者が観覧料等の減免を受けようとするときは、規則第四条第一項の規定により、観覧料等免除申請書の提出を省略することができる。
(使用料の減免)

第3条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条第3項の規定により、条例別表第2に掲げる施設又は設備の使用料を減免することができる。

- 一 利用目的とする展示会、講演会、講習会、研究会等（以下「展示会等」という。）が、
県又は教育委員会が主催するものであるとき。
- 二 利用目的とする展示会等が、県又は教育委員会が他と共催するものであるとき。
- 三 利用目的とする展示会等で、館長が公益その他特別な理由があると認めるとき。
- 四 準備又は撤去のためにのみ施設又は設備を使用するとき。

2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号 全額
- 二 前項第三号 半額

(美術品等の寄贈及び寄託)

第4条 館長は、美術品等の所有者又は権限に基づく占有者（以下「所有者等」という。）に依頼してその寄贈又は寄託を受ける場合には、美術品寄贈（寄託）書（別記第1号様式）により所有者等の承諾を得なければならない。

2 館長の依頼によらないで美術品等を寄贈又は寄託しようとする所有者等は、美術品寄贈（寄託）申込書（別記第2号様式）を館長に提出し、その承認を得なければならない。

3 館長は前項の規定により承認をしたときは、美術品寄贈（寄託）承認書（別記第3号様式）を所有者等に交付するものとする。

4 館長は、寄贈品又は寄託品を受領したときは、寄贈（寄託）美術品台帳（別記第4号様式）に登載のうえ、寄贈の場合は、美術品寄贈証書（別記第5号様式）を、寄託の場合には、美術品寄託証書（別記第6号様式）を所有者等に交付するものとする。

(寄託品の取扱い)

第5条 寄託品の保管及び展示は、美術館に所蔵する美術品等に準じて取扱うものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和57年11月3日から施行する。ただし、第3条第1項の二の規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に岐阜県美術館に寄贈又は寄託されている美術品等の寄贈又は寄託は、この要綱の規定により寄贈又は寄託されたものとみなす。
- 3 この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成元年10月31日から適用する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年9月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第6号の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間においては、第2条第1項第8号中「第三号及び第五号から前号までに」とあるのは、「第三号、第五号及び前号に」と、第2条第2項第1号中「前項第一号から第十号まで」とあるのは、「前項第一号から第五号まで及び前項第七号から第十号まで」と読み替えるものとする。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、令和5年4月1日から施行する。